政府職員失業者退職手当の追加給付について

【令和８年１０月３１日時点】佐賀労働局

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り扱いをしていたことにより、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる政府職員失業者退職手当（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）に基づく失業者の退職手当。以下「失業者の退職手当」という。）の追加のお支払いを、順次開始します。

1　追加給付の対象者

平成 16 年８月１日以降、平成 31 年３月 17 日までに失業者の退職手当を受給した方

※受給時期や受給額によっては、追加給付が発生しない場合があります。

2　追加給付の進め方

ⅰ　失業者の退職手当を支給したハローワークで保存している書類により追加のお支払いの対象となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。

ⅱ　お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、失業者の退職手当の支給を受けたハローワークあてにご返送ください。

ⅲ　失業者の退職手当を支給したハローワークにて「返答書」を受け取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。

・上記１「追加給付の対象者」に該当している方については、まずは「お知らせ」の送付をお待ちください。

・ご自身が対象となるか不明な場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワークへお問い合わせください

＜ご注意下さい！＞

○　**上記「お知らせ」は、失業者の退職手当の支給を受けたハローワークから郵便物により送付します。**

○　**それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください（発送の進捗状況については、随時このページでご案内してまいります）。**

○ 本件に関して、都道府県労働局、失業者の退職手当の支給を受けたハローワーク以外から、直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。

○ 国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。

○ 不審な電話等がありましたら、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワーク又は当該ハローワークを管轄する都道府県労働局にご確認ください。

3　追加給付の進捗状況

・　確認された失業者の退職手当の追加給付対象者数：　１５５　名

・　令和元年 12 月 2 日から順次、追加給付の対象となることが確認できた方に、「お知らせ」の送付を開始しました。

・　※　上記１「追加給付の対象者」に該当するお心当たりがあるにも関わらず、「お知らせ」が届かない場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワークへお申し出をお願いします。

・　追加給付のお支払い等を完了した人数：　１１１　名

＜お問い合わせ先＞

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号	管轄区域
ハローワーク佐賀	〒840-0826 佐賀市白山2丁目 1-15	給付課 0952-24-4305	佐賀市・小城市 神埼市・多久市
ハローワーク唐津	〒847-0817 唐津市熊原町 3193	0955-72-8609	唐津市・東松浦郡玄海町
ハローワーク武雄	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 39-9	0954-22-4155	武雄市・杵島郡大町町・江北町・白石町（ハローワーク鹿島の管轄区域を除く）
ハローワーク伊万里	〒848-0027 伊万里市立花町通谷 1542-25	0955-23-2131	伊万里市・西松浦郡有田町
ハローワーク鳥栖	〒841-0035 鳥栖市東町1丁目 1073	0942-82-3108	鳥栖市・神埼郡吉野ヶ里町 三養基郡基山町・上峰町・みやき町
ハローワーク鹿島	〒849-1311 鹿島市高津原二本松 3524-3	0954-62-4168	鹿島市・嬉野市・藤津郡太良町・杵島郡白石町のうち、新開・牛屋・坂田・新明・田野上・戸ケ里・深浦・辺田
佐賀労働局職業安定課	〒840-0801 佐賀市駅前中央 3 丁目3号 20 号 佐賀第 2 合同庁舎6階	0952-32-7216	

※本省の HP のリンク　　URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00083.html